

教職員の懲戒処分について

窃盗をした教職員に対し処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者

(当事者)

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
若葉区 小学校	教諭	33歳	女	停職 6月

2 処分年月日

平成30年1月9日 (火)

3 事案概要

被処分者は、育児休業中の平成29年8月25日(金)午前10時44分頃、花見川区のスーパーにおいて、28,000円相当の食料品等の支払いをせず、店外に出た。その後、警備員に呼び止められ、警察に通報された。千葉西署警察官に事情聴取され、当日中に全額支払いを済ませたものの、当該店から被害届が出された。

なお、当事者は1月9日(火)付けで依願退職をした。

管理監督者である校長については、厳重注意とした。

4 今後の対応

- (1) 育休中や休職中の教職員を含めた全職員に対して不祥事防止のための「セルフチェックシート」等を活用して教育公務員としての自覚を促すよう、校長会に働きかけ、引き続き指導の徹底を図る。
- (2) 管理訪問等で学校を訪問する際、今まで以上に服務規律の徹底を直接呼びかける。
- (3) 教育長名で再度全校に文書を発出し、「綱紀保持の徹底と信用失墜行為の根絶」について、職員一人一人に周知徹底を図る。